

## 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教室一時貸付規則

平成17年 3月 17日制定

平成21年 3月 30日改正

平成23年 3月 30日改正

平成24年 3月 30日改正

平成26年 3月 31日改正

平成27年 7月 1日改正

### (目的)

第1条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部(以下「研究科」という。) 教室の一時貸付(以下「貸付」という)について、必要な事項を定める。

### (貸付の範囲)

第2条 次に掲げる各号の会場として教室を貸し付けることができる。ただし、別表に掲げる教室に限る。

- (1) 研究科の研究・教育組織等が主催する会合
- (2) 学会又はこれに準ずる団体等が主催する会合
- (3) 各種団体が主催する資格試験等
- (4) 前各号に定めるもののほか、東京大学大学院総合文化研究科長(以下「研究科長」という。)が  
適当と認めるもの

※ただし、学際交流ホール、18号館ホール及び21KOMCEEについては、上掲(3)による貸付は認めない。

### (貸付期間)

第3条 教室の貸付は、研究科の授業日(補講日を含む)、試験日、本学の行事日及び年末年始を除いた日の午前8時から午後9時までの間とする。なお、21KOMCEE レクチャーホール及びMMホールについては、研究科の授業日であっても別に定める時間帯については貸付ることができる。ただし、特別な事情により研究科長が適当と認めた場合はこの限りでない。

### (借用申込)

第4条 教室借用申込受付期間は、借用希望日の6か月前の同日から2か月前の同日までとする。ただし、その日が休日の場合はその前日とする。

### (借用許可書の発行等)

第5条 教室借用許可書は研究科長の裁定により発行する。

### (貸付料金)

第6条 貸付料金は、別表1のとおりとする。

### (貸付料金の減免)

第7条 次の各号に該当する場合は、貸付料金を減免することができる。なお、減免を申請する場合は借用申込みと同時に「教室貸付料金減免申請書」を提出しなければならない。

(1) 専ら研究科の教職員が参加する会合は全額免除とする。

(2) 学会又はこれに準ずる団体が主催する会合で、その会合の実行責任者が研究科の教職員である場合は別表2のとおりとする。

(原状回復)

第8条 使用した教室は、授業に支障が生じないように原状回復させるものとする。貸付中に建物及び付属物等を毀損又は滅失した場合は、直ちに研究科長に報告しなければならない。研究科長は、原状回復が困難と認めたときは、借用者にその損害賠償を請求するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、教室貸付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

## 了 解 事 項

1 大学院数理科学研究科の教職員は研究科の教職員とみなす。